

議員各位

総務厚生常任委員会

委員長 金子 恵

委員長報告書

総務厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和4年9月12日～16日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
38	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
39	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
42	令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）	全会一致 可決
43	令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
44	令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
45	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
46	令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
49	令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定
50	令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定
51	令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定
52	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定
53	令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和4年9月12日～16日			
出席委員	金子 恵	松林 敏	安部 都	内村 博法
	安藤 克彦	岩永 政則	西岡 克之	堤 理志
説明員	関係所管管理職並びに職員			

議案第38号 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うもの。第4条第2号は選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち、自動車借入れ及び燃料代の限度額を、第8条は選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものである。なお附則については、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：契約に関し、候補者が契約を結ぶのか、あるいは契約を結ぶ際には町がワンクッション介入をするのか。支払いはどうなるのか。

答弁：まず、有償契約を締結する必要がある。これは、候補者となる者と業者等が直接の契約を結ぶ。そして、立候補届け出の際に契約届出書を候補者から町選管に出してもらおう。その後、町選管が確認を行い、最終的に選挙期日後に業者から町長に請求をしてもらおう。それに基づき公費で負担する流れになる。

質疑：ポスター作成費はどこまでが対象になるのか。

答弁：写真撮影、レイアウト、企画費、印刷までを一つの業者であることを想定している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第39号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

男性職員の育児休業取得促進や女性職員の更なる活躍促進を目的とした「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。改正法では「子の出産後8週間以内と8週間以降について、育児休業の取得回数をそれぞれ1回から2回まで可能とすること」など、取得制限の緩和が行

われている。また、非常勤職員についても、常勤職員と同様に取得制限が緩和をされるとともに、子が1歳到達日以降の育児休業について夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう改正がなされている。本条例は令和4年10月1日から施行するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：職員が長期の育児休暇を取得するときの体制はどうか。また実績はどうか。

答弁：職員が育児休業を取得する場合には産休代替職員を採用している。現在の取得の状況は令和3年度が女性の対象者4人に対し取得数4人、取得率100%。男性が対象者7人に対し取得者が1人、取得率が14.29%となっている。

質疑：産休、育児休業の取得が進まない原因は収入の面、職務上のキャリア、昇給や昇進等に影響が出ないのかという心配があるのではないかと考えられる。不利益を被ることなく安心感を与えることで、一定進むのではないと思うが、町としての取り組みはどのようなものか。

答弁：職員向け、管理職向けに研修を行う。また、休みに入る前の計画を所管課長と行うことで、様々な手立てができることから、早い時期に相談をしてもらうよう職員に促していく。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第42号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）

【提案理由・主な内容】

総務部契約管財課では、令和3年度駐車場事業特別会計の剰余金の繰り入れ。情報政策課では、「マイナポイント事業費補助金」として684万2,000円を計上。

企画財政部財政課では、「普通交付税」の額の確定に伴い、5億5,570万1,000円を増額計上。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1,653万3,000円の増額で、こども政策課、産業振興課、学校教育課が補正予算を計上している事業に充当する。

住民福祉部住民環境課では、マイナンバーカード普及促進に伴い、マイナポイントの取得に関する住民からの問い合わせや諸手続の支援を拡充させるため業務委託料684万2,000円を計上。福祉課では、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る、障害者福祉システム改修業務委託料を計上。こども政策課では、私立保育所等副食費支援事業費補助金は、コロナ禍における食材費高騰等により上昇する私立認可保育所及び認定こども園に係る副食費の経済的負

担を支援するための補助金を計上、などの説明があった。

【主な質疑】

住民福祉部

(住民環境課)

質疑：マイナポイント、マイナンバーカード取得の手続きは職員が行っているが、今回委託料が計上されている。想定される委託先、業務内容、積み上げの金額はどうなっているのか。

答弁：業務内容は、マイナポイントの支援をお願いする。委託は基本的に人員を派遣してもらう。人件費が9割程度と考えている。

質疑：委託するにあたり、守秘義務に関わる問題も出てくるのではないかとと思うがどうか。

答弁：規定を必ず遵守してもらうように署名、捺印を考えている。

(福祉課)

質疑：障害者福祉システム改修業務委託料の内容は何か。

答弁：令和5年度に障害福祉関係データベースを稼働するため、障害支援区分認定データ、障害福祉サービスを受けるに当たってどれぐらいのサービスが必要かという区分を判定しているが、その情報をデータベースへ渡すための改修である。

(こども政策課)

質疑：私立保育所等の副食費の単価を保護者が負担する分は、この年度内に値上げはされてないのか。補助金を出すことによって値上げは適切ではない。値上げしない確約はするのか。

答弁：副食費の補助をするので、保護者からの値上げは考えていない。そのため、確約をするというところまでは至っていない。

総務部、企画財政部では、特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第43号 令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

【提案理由・主な内容】

令和3年度精算に伴う剰余金を一般会計に繰り出すもので、135万9,000円を増額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：駐車場出入口に線を引き、出入りがしやすいようにできないのか。

答弁：社会福祉協議会からも要望があった。事故がある前に対応が必要だろう

と考えている。今後も、事あるごとに協議できればと考えている。
慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第44号 令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ1億943万8,000円を追加し、補正後の総額を42億3,077万7,000円とするもの。歳入の6款1項1目繰越金は、令和3年度決算に伴う繰越額が確定したことにより1億943万8,000円を計上。歳出では傷病手当金は、48万円を計上。これは、事業主から給与の支払いを受けている国保加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、勤務することができなかった日が4日間以上ある場合に支給されるもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第45号 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加し、総額を6億1,189万3,000円とするもの。歳入では、令和3年度決算に伴う繰越額が確定したことにより163万9,000円を計上。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金163万9,000円を計上。これは、令和3年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した令和3年度分の保険料を納付金として、後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第46号 令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ2億4,615万8,000円を追加し、補正後の総額を31億6,809万5,000円とするもの。保険事業勘定の歳入は前年度決算に伴い確定した繰越額2億4,615万8,000円を計上。歳出は、職員の育児休業に係る代替職員の人件費として167万7,000円、令和3年度の介護給付費並びに地域支援事業に係る国、県及び支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金

2,833万2,000円を計上した。介護サービス事業勘定、歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額169万4,000円を計上。歳出の予備費は、収支の調整として同額を計上した。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第49号 令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

総務部総務課では、令和3年度より郵便料を通信運搬費と一本化して1,416万6,589万円支出。使用料では、新たに動画による研修の実施。選挙費では、衆議院議員総選挙、長崎県知事選挙などの支出。契約管財課では、土地貸付収入787万6,124円、委託料3,817万3,940円などの支出。秘書広報課では、秘書業委託料のうち秘書業務が150万11円、公用車運転。点検業務50万5,692円、広報モニターの報償費10人分などの支出。情報政策課では、令和4年4月より情報政策課が設置された。備品購入費では、共同調達によりパソコン60台を購入。地域安全課では、交通対策費、地域振興費、消防費のほか、商工費の一部などの支出。

企画財政部財政課では、繰越金5億997万5,907円。土地開発基金は「土地開発基金運用収入」及び「複合施設建設用地の土地貸付収入」の積み立て。そのほか、実質収支に関する調書、財産に関する調書の説明。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は補助率10/10で、各事業に充当。委託料では、公共施設等総合管理計画の改訂に係る支援事業などへの支出。税務課・収納推進課では、各税の現年度課税分、滞納繰越分の収納状況など。

健康保険部健康保険課では、健康ポイント事業に対する181万9,895円の補助金の受け入れ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、後期高齢者の保健事業などへの支出。介護保険課では、繰出金は、前年度比204万5,322円、0.5%の増など。

住民福祉部こども政策課・高田保育所では、児童福祉費負担金が対前年度比691万640円の減額。児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特別給付金6,766人へ10万円を支給。高田保育所運営に係る支出など。住民環境課では、マイナンバーカードのシステム改修に伴う社会保障・税番号システム改修補助金。戸籍住民基本台帳費、環境衛生費、ごみ処理費などの支出。福祉課では、社会福祉総務費では、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委託料や中核機関立ち上げ

支援事業委託料、中核機関運営業務委託料などの支出。

会計課では、用品調達基金は封筒、納入済通知書、請求兼領収書は会計課で庁舎内の分を一括購入している。

議会事務局・監査事務局では、議会費の報償費は議会だよりのアンケートに係るもの。備品購入費はICレコーダー購入などの支出。

以上の説明があった。

【主な質疑】

総務部

(総務課)

質疑：動画使用料は会社からのデータ購入ではなく、講師と直接双方向でやり取りすれば、経費節減も可能ではないのか。

答弁：長期間にわたり使用できるということで購入をした。1日で終わる研修ではなく、動画を保存して、毎年、活用ができるという点、新規採用職員にも動画を使用して研修ができるというメリットがある。

質疑：動画の内容は何か。

答弁：全職員を対象とするLGBT研修を開催した。これは20分ほどの動画になるが、基本的な考え方、組織として全職員に対して認識を深めるということを目的として購入をした。

(契約管財課)

質疑：公共用地雑草刈払い委託料はどのような場所が該当するのか。

答弁：法面や雑種地になる。

(秘書広報課)

質疑：広報全般にわたり今後、新しい取り組みはあるか。

答弁：昨年度から広報モニター制度を取り入れている。外部から意見を聞くということで、昨年は県立大学シーボルト校の学生に、広報、ホームページ、SNSなどに忌憚のない意見をもらい、改善できる点は改善をしていくという姿勢で取り組んでいる。

(情報政策課)

質疑：共同調達での購入は、リースと比較して金額的なメリットがあるのか。

答弁：平成28年までのリースは1台、約15万円だったが、主要な施策に記載の購入単価との差額が、共同調達により安価で購入できたメリットである。

(地域安全課)

質疑：危機管理専門員の活動状況は。

答弁：消費生活相談を主に行っている。令和3年度は95件の相談があった。また、役場内のトラブル等があった場合に対応しており、令和3年度は6件

対応した。

企画財政部

(財政課)

質疑：株式等譲渡所得割交付金が増えている理由は。

答弁：株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等配当譲渡所得割の59.4%に相当する額が市町村に交付されるもの。さらに、当該市町村に係る個人の県民税の額で、県内市町村で案分されるというもの。あくまでもこの取り引きの結果で交付されたものであり、詳細な分析はできていない。

質疑：経常収支比率の状況が令和3年度は2年度と比べて若干減少している。3年度は、コロナ禍による生活支援などで影響があったのか。

答弁：コロナ対策事業には、財政上、臨時的な経費扱いになる。毎年あるような経費ではなく、特別にこの年に起こった経費になるため、経常収支比率には算定をしない経費になるため、影響はしていない。

質疑：土地開発基金の状況を見ると、財政的に買い戻しの必要があるのではないか。買い戻しについてはどのように考えているのか。

答弁：基金で持つことによって起債等を借りることができる。これを早めに買い戻ししてしまうと、町の資産ということで起債の対象にならない。事業着手の直前のタイミングでの買い戻しということで理解してほしい。

(政策企画課)

質疑：公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料は、国や県からの補助がなく一般会計からの支出になる。外部に発注するのではなく職員で作成できないのか。

答弁：公共施設等総合管理計画は全国的に策定、改定を進めていくという視点から、委託料については特別交付税で措置をされている。委託については、事業者にて全て委託ではなく、計画の中で専門的な知識が必要となる建物の構造ごとの将来的な経費の試算など、必要に応じて発注している。内容については、職員で作成した部分と専門的知識を持つ事業者の助けを借りて作成した部分に、すみ分けをして作った。

(税務課・収納推進課)

質疑：軽自動車税の不納欠損の理由が、無財産と生活困窮という分析をしている。分析の経過等はどのようなものか。

答弁：車があるのに不納欠損なのかとの考えもあるが、廃車したため車がない場合や、車検が切れ、家にあるにも関わらず廃車をしていない人には、廃車をするように勧めている。また差押え等に関しては、その人に収入があり差押えができる分については、現年度分も含めて即日差押えを実施している。今回の不納欠損は、車がないため差押えができない。また、本人

と連絡を取れないというケースも含まれている。

健康保険部

(健康保険課)

質疑：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費について、事業の具体的な内容は何か。

答弁：広域連合から受託している事業で、ハイリスクアプローチということで将来的に要介護になる恐れのある人を把握し、個別に訪問して指導していく事業である。その中でも低栄養および口腔機能の低下が見られるもの。また、医療に全くかかっておらず検診も受けてない人、健診などで糖尿病性腎症の重症化予防事業の対象に該当される人などを個別に把握をして、個別訪問、指導を行っている。

(介護保険課)

特記すべき質疑はなかった。

住民福祉部

(こども政策課・高田保育所)

質疑：保育所看護師を雇用した理由は何か。

答弁：医療的ケア児の保護者が勤務時間を延ばしたいという相談があり、保育時間を延ばしたことで、保育所全体の保健業務を担当してもらった。

質疑：児童虐待の主な相談内容は何か。

答弁：半分以上が養育相談になる。育てにくさに関する相談が多い。

(住民環境課)

質疑：地球温暖化対策実行計画区域施策編のための算定業務だが、どのように活用し、繋げていくのか。また、公表はいつか。

答弁：地球温暖化対策に対する基本計画を作る予定である。策定予定は今年度末から来年度初めで、公表を考えている。ゼロエネルギービルディングなど、エネルギーを無駄に放出しないような方策、そして民間協力という形になると考えている。また、ごみの収集、ごみの処理などの部分も基本的な政策として上げていく。

質疑：策定業務の内容が自然エネルギーを活用するということまで至るのか。今後の自然エネルギーまでのことを考えた内容になるのか。

答弁：自然由来エネルギーは、項目として挙げる予定ではある。しかし、どのような形で表現されるか。太陽光のみなのか、ほかにも何か利用できるのかということに関しては、明確ではない。

質疑：ごみ収集委託料は、拠点での粗大ごみ回収廃止に伴う収集業務も含まれているが、現在の手続きが煩雑なため、軽減できないかという相談がある。

簡略化できないのか。

答弁：他自治体では、LINE やホームページなどを利用している所もある。しかし、システム開発など費用が掛かるため、長与町の自治体レベルでは現況のままで良いと考えている。今後、研究していく。

(福祉課)

質疑：中核機関立ち上げ・運営業務は、ながよ成年後見センターを立ち上げたが、立ち上げ支援事業と運営業務は、どこに委託したのか。また、実績は何件あったのか。

答弁：どちらも社会福祉協議会に委託した。また、実績は令和3年度末で相談件数が56件、周知啓発などが14件である。

会計課、議会事務局・監査事務局では、特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

議案第50号 令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

歳入は730万9,620円。定期駐車使用料は嬉里駐車場分は延べ370台、325万6,000円、時間駐車は延べ6,649台、180万9,620円。吉無田駐車場の定期駐車は延べ408台、224万4,000円。歳出は696万9,590円。需用費の主なものとして、嬉里駐車場のPCB含有変圧器の取り替えを行った分の修繕69万8,612円の支出。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：PCB含有変圧器の取替修繕は、保管しておき他の施設と合わせ、一度に廃棄することはできないのか。

答弁：他の施設はわからないが、今回は駐車場特別会計の中で行った。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

議案51号 令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

令和3年度の平均被保険者数は、7,855人。平均世帯数は4,866世帯。歳入は収入済額42億7,864万6,765円、前年度比4.1%の増額。不納欠損額1,462万8,353円。収入未済額1億570万701円で、前年度と比較して2,835万6,679円減となっている。歳出は支出済合計41億6,920万7,549円。前年度比4.2%の増額。不用額は1億547万3,451円。

歳入歳出差引残額1億943万9,216円は全額を翌年度へ繰り越すこととしている。また、基金に繰り入れる場合は、その後の補正予算において計上する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：オンライン資格確認システム運営負担金とは何か。

答弁：マイナンバーと保険証の一体化に係るもので、オンライン資格確認をするためのシステムである。この分の負担金を連合会に支払っている。

質疑：療養給付費が増えた要因は何か。

答弁：令和2年度からの受診控えの影響があったのではないかと分析している。また、年齢構成が高くなってきていることで、70歳以上の割合が増えてくると3割負担が2割負担になり、町が出す療養給付費が増えたことも影響したと思う。

質疑：傷病手当金は国保世帯で、事業主から雇用されている人がコロナにかかった場合、一定の給付が受けられるという制度だが、周知できているのか。

答弁：年度初めにはホームページを更新し、広報にも掲載をするようにしている。しかし、すべての人に周知ができているかとなると不十分なところもある。今後、周知については考えていく。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

議案第52号 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

歳入は収入済額5億6,169万8,491円、前年度比2.7%の増額。不納欠損額16万1,400円。収入未済額は33万1,700円。歳出は支出済額5億6,005万8,091円で前年度比2.5%の増、不用額は485万2,909円となっている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：後期高齢者医療広域連合納付金が2.8%増えている。被保険者が増えたことが主な原因と考えられるが、他に何かあるのか。

答弁：大部分が保険料の負担金となっている。保険料の負担金の額が増えたのは、被保険者数が増えたことが原因である。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

議案第53号 令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定の歳入では、第1号被保険者保険料の収入済額は7億698万40円、前年度比145万5,098円、0.2%減。収納率は現年度分が99.84%、前年度比0.02ポイント減。滞納繰越分が19.93%、前年度比6.43ポイントの増。介護保険料全体では、99.33%、前年度比0.2ポイントの増となっている。歳出では、要介護認定者が利用した介護サービス費、要支援認定者が利用した介護予防サービス費の給付費や給付に伴う支払い、審査支払い手数料で保険給付費は、前年度比8,028万7,169円、3.2%の増。保険事業勘定の支出済額は28億944万552円で、前年度比2,428万9,660円、0.9%増。

介護サービス事業勘定の歳入では、介護予防サービス計画費収入として、ケアプラン作成2,833件、ケアマネジメント作成2,529件に対する収入。また、保険事業勘定繰入金は、サービス収入が見込みに対して伸びなかったため、マイナス収支への補填を行うため、介護給付費等準備基金より繰入れている。収入済額の総額は3,049万2,238円、前年度比483万6,869円、18.9%の増。歳出では、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費など、2,879万6,702円、前年度比359万5,589円、14.3%増の支出。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：ケアプラン作成委託件数が年々下がっていく傾向にあると思う。一度ケアプランを立てたあとは、数年間は変わらないので件数が減っていくものなのか。

答弁：一定の介護予防事業の効果によるものと思う。

質疑：認知症初期集中支援チーム検討委員会の実績は、どのくらいの効果があったのか。

答弁：認知症初期集中支援チームは、介護保険課にいる認知症地域支援推進員という作業療法士の資格を持っている者、北病院の医師、医療ソーシャルワーカーの職種3人でチームとして動いている。認知症の初期の症状を持っていながら、医療や介護のサービスにつなげていない人を、最長6か月を目安に支援していくもの。令和3年度は、このチームとして動いた対象者はいなかった。ただ、3年度で地域支援推進員が関わった認知症の相談が49人の認知症の方、あるいは家族から相談を受けている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。